

産業廃棄物管理票交付等状況報告書に関するQ&A

令和5年6月9日更新
名古屋市環境局廃棄物指導課

1 報告書の提出方法について

- Q1-1 報告書の報告対象者はだれですか。
- Q1-2 報告書はどこに提出すればいいですか。
- Q1-3 報告の様式は郵送してもらえるのですか。
- Q1-4 電子申請を利用した際に控えはもらえますか。
- Q1-5 報告書の提出部数は何部ですか。
- Q1-6 報告対象期間はいつからいつまでですか。
- Q1-7 報告書の受付期間はいつからいつまでですか。
- Q1-8 建設業の場合の報告は、現場単位、支店単位のいずれで行うのですか。
- Q1-9 建設業等で現場が多数ある場合、1つにまとめて報告していいですか。
- Q1-10 建設業で作業期間が年度をまたぐ場合、どのように報告するのですか。

2 報告の様式について

- Q2-1 報告書の様式は決められていますか。
- Q2-2 報告様式には、4行しか記入欄がないがどうしたらいいか。

3 記入方法について

- Q3-1 報告者は、法人の場合は会社の代表者になりますか。
- Q3-2 報告書に社印、代表者印等を押印する必要がありますか。
- Q3-3 2以上の事業場を1つの事業場として報告する場合、事業場の名称及び事業場の所在地はどのように記入するのか。
- Q3-4 複数の業種を営む場合、どの業種を記入するのですか。
- Q3-5 産業廃棄物の種類は、どのように記入するのですか。
- Q3-6 排出量をトン/年で記入することになっていますが、1トン未満の場合はどのように記入するのか。
- Q3-7 排出量を重量で記入する際の体積から重量への換算係数が示されていますが、この係数を用いなければいけないのですか。
- Q3-8 混合廃棄物等でマニフェストに数量としてコンテナ1台、1袋等と記入してある場合、排出量への換算はどうすればいいですか。
- Q3-9 積替えにより運搬受託者、運搬先の住所が変わる場合は、どのように記入すればいいですか。
- Q3-10 運搬受託者や処分受託者の許可番号はどのように記入したらいいですか。
- Q3-11 運搬先の住所と処分場所の住所が同じ場合は、どのように記入すればいいですか。
- Q3-12 処分場所の住所は、中間処理場か最終処分場のいずれですか。

Q3-13 排出事業者が自ら運搬した場合は、どのように記入すればいいですか。

Q1-1 報告書の報告対象者は誰ですか。

A1-1 産業廃棄物を排出し、運搬又は処分を業者に委託する際に産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付するすべての排出事業者及び中間処理業者です。

なお、電子マニフェストを利用して交付している分は、報告の必要はありません。（（財）日本産業廃棄物処理振興センターから、事業場の所在地を管轄する自治体へ報告されます。）

Q1-2 報告書はどこに提出すればいいですか。

A1-2 排出事業場の所在地を管轄する自治体に提出してください。

名古屋市内に事業場がある場合は、名古屋市に提出してください。

なお、愛知県内については名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市及び一宮市はそれぞれの市に、その他の市町村は愛知県の県民事務所等に提出してください。

Q1-3 報告の様式は郵送してもらえますか。

A1-3 郵送は行っておりません。当該ページから様式をダウンロードするか、電子申請をご利用ください。

Q1-4 電子申請を利用した際に控えはもらえますか。

A1-4 電子申請サービスを利用してご提出いただいた場合には、控えの代わりに「処理完了メール」を送らせていただきます。

Q1-5 報告書の提出部数は何部ですか。

A1-5 必要部数は1部です。

受付印が必要な方は、提出用1部と事業者様控え用1部の合計2部をご用意ください。控えの返送をご希望の場合は、返信用封筒と必要な分の切手を送付してください。

なお、電子申請サービスを利用してご提出いただいた場合には、控えの返送は致しません。本登録を完了すると本登録完了のメッセージがメールで送付されますのでそちらをご利用ください。

Q1-6 報告対象期間はいつからいつまでですか。

A1-6 本年度報告していただくのは、昨年度（前年4月1日から本年3月31日まで）のマニフェストの交付等の状況です。

Q1-7 報告書の受付期間はいつからいつまでですか。

A1-7 報告書の受付期間は4月1日から6月30日までです。
事情により、遅れて提出する場合は、すみやかに提出してください。
なお、電子申請サービスの利用可能期間は、4月1日から6月30日までです。

Q1-8 建設業の場合の報告は、現場単位、支店単位のいずれで行うのですか。

A1-8 報告書は、事業場又は現場毎に報告するのが原則ですが、建設業の場合、マニフェスト等の取りまとめが支店、営業所単位でしかできない場合が想定されますので、現場を統括する支店、営業所が、現場毎に取りまとめて提出してください。なお、報告者についてはQ3-1を参照してください。

Q1-9 建設業で現場が多数ある場合、1つにまとめて報告してもいいですか。

A1-9 事業場や現場毎に報告書を作成することが原則ですが、報告書様式の備考欄に、「同一都道府県（政令市）の区域に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合は、これらの事業場を1事業場としてまとめたいと提出すること。」と例外規定があります。

これに該当する事例は、工事期間が1年未満の小規模な住宅建設工事や道路工事のように現場が移動して行く場合等が考えられますので、このような事例の場合には1つにまとめて報告してください。

Q1-10 建設業で作業期間が年度をまたぐ場合、どのように報告するのですか。

A1-10 マニフェストの交付日で判断してください。具体的には、マニフェストの交付日が3月31日以前の日付の分は本年度の報告に、4月1日以降の分は翌年度の報告の際に記載してください。

2 報告の様式について

Q2-1 報告書の様式は決められていますか。

A2-1 廃棄物処理法施行規則第8条の27で様式が定められています。ホームページ記載の様式をご利用ください。

※平成30年度より愛知県内で使用していた統一の様式は廃止しました。なお、旧様式でのご提出でも問題ありません。

Q2-2 報告様式には、4行しか記入欄がないがどうしたらいいか。

A2-2 ホームページに掲載の様式は、Excel形式で作成してあります。別シートに5行目以降の様式を作成してありますのでそちらをご利用ください。

3 記入方法について

Q3-1 報告者は、法人の場合は会社の代表者（代表取締役）になりますか。

A3-1 法人の場合、報告者は会社の代表者となりますが、法人の代表者から工場

長、支店長等に報告権限が委任されている場合は、当該受任者が報告者となります。

Q3-2 報告書に社印、代表者印等を押印する必要がありますか。

A3-2 必要ありません。

Q3-3 2以上の事業場を1つの事業場として報告する場合、事業場の名称及び事業場の所在地はどのように記入するのか。

A3-3 A1-8のとおり設置が短期間で所在地が一定していない事業場の場合には、これらの事業場を取りまとめて報告することができますが、事業者の名称、所在地は、それらの事業場の中で代表となる事業場を決めて、事業場の名称は「名古屋市内工事△件」、所在地は「名古屋市内」等と記入してください。また個人情報の記載はしないようご注意ください。（個人情報例：〇〇様邸宅解体工事 名古屋市中区三の丸 1-1-1 など 特定個人が分かるような情報）

Q3-4 複数の業種を営む場合、どの業種を記入するのですか。

A3-4 主要事業の業種を記入してください。

Q3-5 産業廃棄物の種類は、どのように記入するのですか。

A3-5 交付したマニフェストに記入されている産業廃棄物の種類を記載してください。

Q3-6 1トン未満の場合はどのように記入するのですか。

A3-6 0.001トン（1キログラム）まで記載してください。
0.001トン未満の場合は、“<0.001トン”と記入してください

Q3-7 排出量を重量で記入する際の体積から重量への換算係数が示されていますが、この係数を用いなければいけないのですか。

A3-7 掲載している換算係数は、重量が分からない場合に用いるものです。比重を把握している場合や従来から用いている換算係数等がありましたら、そちらをご利用ください。

Q3-8 混合廃棄物等でマニフェストに数量としてコンテナ1台、1袋等と記入している場合、排出量への換算はどうすればいいですか。

A3-8 コンテナや袋のおおよその容量を求めて、混合廃棄物等の換算係数を掛けて重量を求めて下さい。

Q3-9 積替えにより運搬受託者、運搬先の住所が変わる場合は、どのように記入すればいいですか。

A3-9 行を変えて記入してください。ホームページ掲載の記入例を参考にしてください。

Q3-10 運搬受託者や処分受託者の許可番号はどのように記入したらいいですか。

A3-10 許可番号は11ケタですが、下6桁が全国共通の事業者番号となりますので、下6桁のみを記入してください。

Q3-11 運搬先の住所と処分先の住所が同じ場合に、どのように記入すればいいですか。

A3-11 運搬先の住所と処分場所の住所が同じ場合は、処分場所の住所については記入する必要はありません。

Q3-12 処分場所の住所は、中間処理場か最終処分場のいずれですか。

A3-12 処分場所の住所は、排出事業者から収集運搬されて、最初に処分される場所を記入してください。具体的には、中間処理を経て最終処分される場合には中間処理場の住所を、中間処理を経ずに最終処分される場合には最終処分場の住所を記入してください。

Q3-13 排出事業者が自ら運搬した場合は、どのように記入すればいいですか。

A3-13 排出事業者が自ら運搬した場合は、運搬受託者の氏名又は名称の欄に「自社運搬」と記入してください。運搬受託者の許可番号の欄は記入不要です。